

## マルチコンテンツ登録・表示WG 論点整理

2021年5月17日

### ■参考:国立国会図書館問題のこれまでの流れ

	国会図書館	出版社	電子書籍市場
2004年	ネットワーク系出版物の収集制度の在り方		45億円
2005年			94億円
2008年	長尾構想		464億円
2009年	大規模デジタル化	絶版本スキャン	574億円
2010年	オンライン資料収集制度		650億円
2012年	審議会中間答申	4種類に分割	729億円
2013年		オンライン資料制度収集協議会	936億円
2014年	制度化 有償DRM付きは免除		1266億円
2015年~	電子書籍・電子雑誌収集実証実験	日本電子書籍出版社協議会実施	1585億円

### ■第1回WGで示した方向性 まとめ

- ① 国会図書館 電子納本対応
  - 機関リポジトリに登録された書名を「Books」に表示
- ② 入手困難ではない表記 図書館間送信(改正著作権法第31条)に対応
  - 電子書籍の有無を「Books」に表示
  - 入手困難ではないものの例として電子書籍、オンデマンド他、同一作品で刊行形態が異なるものなど、何らかの形で入手可能な場合はその旨を「Books」に表示
- ③ 読書バリアフリー法対応
  - 音声読み上げに対応した書籍を「Books」に表示
  - オーディオブックの有無を「Books」に表示
- ④ Booksの改修
  - インターフェース改善
  - アクセシブル化

### ■登録と表示について

#### 【議論の内容】

1. 登録:本WGの登録(収集対象、表示対象)に関する定義づけ
2. 表示:「Books」の表示についてのルール作り、画面のラフイメージ



登録→表示の順で議論する(いっしょくたにしない)



次頁以降、「登録」に関する課題を洗い出した

## ■国会図書館 電子納本対応

### 【前提条件】

1. 2022年より電子書籍にも納本制度が適用される  
※DRMを外した状態での納本
2. 「機関リポジトリ」に格納されているものは収集対象外とする

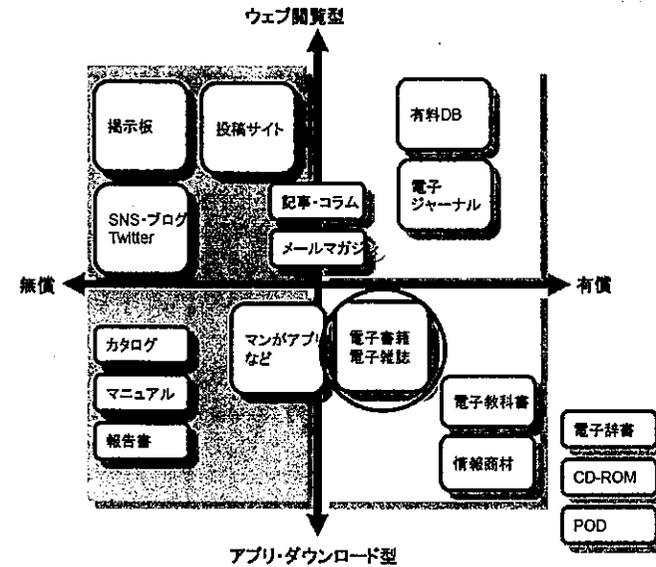


「機関リポジトリ」に格納されている電子書籍とわかるようにする

### 【課題】

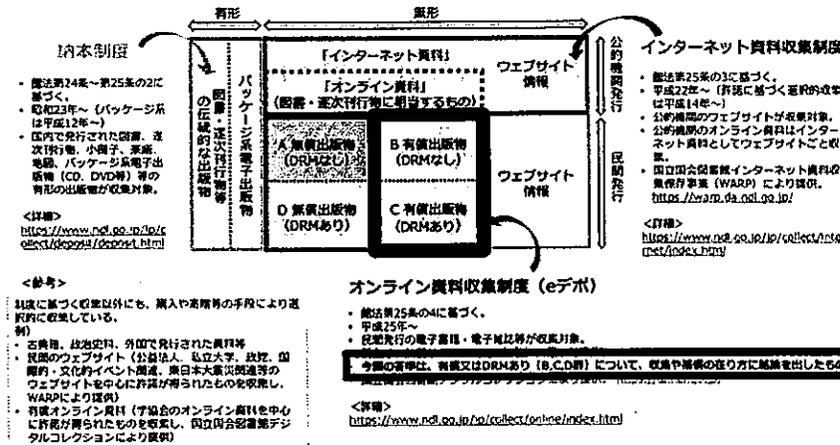
1. 「電子書籍」を定義する＝格納対象を定義する
2. 出版業界における「機関リポジトリ」候補と交渉する  
※「電子文庫パブリ」は確定

## ■参考:電子出版物の中の「電子書籍」



## ■参考:国会図書館 オンライン資料収集対象

<国立国会図書館法に規定する制度に基づく資料収集イメージ図>



別添資料1参照:国立国会図書館では、紙の出版物はすべて電子化される  
(電子納本適用除外と図書館間送信とは別の話)

## ■課題1. 電子書籍とは(案)

- ✓ 書籍をデジタル化し、著作権管理された閲覧可能なファイル形式で商業的に配信されたもの  
※紙書籍→電子書籍(同時発売含む)
- ✓ 著作権管理された閲覧可能なファイル形式で配信されている、書籍に近似する商業コンテンツ  
※電子オリジナル作品
- ✓ 閲覧可能な期間が限定されないもの



別添資料2参照:オンライン資料の収集対象

## ■課題2. 機関リポジトリ候補(案)

1. 電子文庫パブリ  
日本電子書籍出版社協会会員社の販売サイト  
会員社以外の扱いをどうするかは電書協側の課題
2. Knowledge Walker (=丸善eBook Library)  
丸善雄松堂が運営する人文・社会・科学書等専門書店  
研究機関向けのコンテンツに限られるがどの出版社でも  
取引は可能
3. 医書.jp  
医学書専門のプラットフォーム

## ■入手困難ではない表記

### 【前提条件】

1. 図書館間送信は「入手困難本」のみ
2. 国会図書館では紙の出版物は全てデジタル化されている  
※だからこそ勝手に「図書館間送信」されないよう講じるのがねらい

↓

「入手可能な本」は可能な限り表示する

### 【課題】入手可能な本、それぞれの定義

1. 電子書籍(機関リポジトリ格納対象の定義と齟齬がないか)
2. オンデマンド版
3. 同一作品で発行形態が異なるもの(発行元は問わない)

## ■課題1. 電子書籍とは(案)

- ✓ 書籍をデジタル化し、著作権管理された閲覧可能なフォーマット形式で商業的に配信されたもの  
※紙書籍→電子書籍(同時発売含む)
- ✓ 著作権管理された閲覧可能なフォーマット形式で配信されている、書籍に近似する商業コンテンツ  
※電子オリジナル作品
- ✓ 閲覧可能な期間が限定されないもの  
※話売りを中心とした「待てば無料」等は入らない

機関リポジトリ格納対象とする「電子書籍」の定義に同じ

## ■課題2. オンデマンド版とは(案)

- ✓ 小ロットでも増刷に対応するもの(紙の出版物に関連づけられる)  
※全国の書店からの注文に応じられる  
※ISBNあり
- ✓ 電子書籍のプリントに対応するもの(電子書籍に関連づけられる)  
※アマゾン、三省堂等、一部のサイトのみ対応  
※ISBNはあるケースとないケースがある  
※底本は電子書籍(JP-eコードと紐づけができる)
- ✓ どちらにも属さないもの(初めからPODとして制作されたもの)  
※少数ロットでアマゾン、三省堂等、一部のサイトのみで流通  
※ISBNあり

### ■課題3. オーディオブックとは(案)

- ✓ ナレーターや声優が本を朗読した「聴く本」
- ✓ ダウンロード形式により商業的に配信されているコンテンツ
- ✓ 落語などオーディオブックオリジナルもあり
- ✓ オーディオブックをJPROに格納する際にはJP-eコードを付与  
※JP-eコードを付与する際には「電子書籍」か「オーディオブック」が判別できるルールが必要

### ■読書バリアフリー法対応

【正式名称】  
視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律

【視覚障害者等とは】  
視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう

【視覚障害者等が利用しやすい書籍とは】  
点字図書、拡大図書(=大活字本) ほか

【視覚障害者等が利用しやすい電子書籍とは】  
電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう



大活字本・オーディオブック・電子書籍の音声読み上げ対応

### ■課題4. 同一作品で発行形態が異なるもの

- ✓ 発行元が同一で発行形態が異なるもの
  - 例1) 旧版→新版 ※実装済み、すでに登録されている
  - 例2) 紙→電子 ※収集開始し、「電子版」ありで表示している
  - 例3) 電子オリジナル→紙書籍
  - 例4) 単行本→文庫、単行本→全集収録など
- ✓ 同一作品で異なる発行元から出版／電子出版されるもの
  - 例5) A社で品切れ重版未定 B社から再販
  - 例6) A社より単行本、B社より文庫化
  - 例7) A社より単行本、B社から全集
  - 例8) A社出版物→B社で電子書籍化
  - 例9) A社電子オリジナル→B社より書籍化

発行年の新しい方が古い方のISBN(JP-eコード)を関連づける

以上